

配水池等環境整備業務特記仕様書

川中島水道管理事務所

1. 趣 旨

- (1) この仕様書は、川中島水道管理事務所が管理する施設の環境整備について受注者が履行しなければならない仕様を示すものである。
- (2) 草刈りの箇所は別紙に記載されている箇所の敷地内とする。
- (3) 配水池・ポンプ場等の草刈りについては、契約期間内に別紙に記載の回数を行うものとする。その時期はおおむね下記の期間とする。

1回目	令和6年6月中旬から6月下旬の間
2回目	令和6年8月上旬から8月中旬の間
3回目	令和6年10月中旬から10月下旬の間
- (4) 刈取り作業に伴う水道施設・周辺施設の破損等事故の防止に努めること。周辺の安全に配慮した施工計画を立て、実践すること。
- (5) 刈取りが完了した後、同敷地内に人力により集草するものとする。ただし第三者によるいたずら等のない場所とする。
- (6) 小松原配水池では、集草した草が側溝に入らないよう敷地上段に集めること。
- (7) 受注者の就業する日は、土曜日、日曜日及び休日を除く日とする。週休2日工事対象とする。（長野県週休2日工事要領）
- (8) 配水池・ポンプ場等への出入りのため入口等の鍵を貸与するが、本業務以外での使用は認めない。日々の作業終了時には施錠を確認するものとする。
- (9) 業務記録として、着手前および完了時の写真ならびに施工中の写真を、A4版の写真台帳に整備し1～3回目それぞれ完了時提出するものとする。